

福岡医療団歯科医師臨床研修施設群
臨床研修プログラム

福岡医療団歯科医師臨床研修施設群臨床研修プログラム

目次

はじめに

- I. 臨床研修プログラムの名称
- II. 研修プログラムの理念・目標・特徴
- III. プログラム責任者と参加施設の概要
- IV. 研修プログラムの管理運営体制
- V. 研修歯科医の指導体制
- VI. プログラム定員、募集・選考方法
- VII. カリキュラム（研修目標）
- VIII. 研修歯科医修了評価
- IX. プログラム修了の認定
- X. 研修歯科医の処遇

はじめに

福岡医療団歯科群における卒後臨床研修は、一般歯科医療において必要な基本的知識と技能を修得するとともに、歯科臨床における歯科医師と患者、歯科医師と他の医療従事者との人間関係のあり方、医の倫理についてさらに理解を深め、総合的な視野に立ち、真に国民の期待に充分応えうる全人的な質の高い歯科医師の基礎の形成を目標としています。

福岡医療団歯科群は4つの事業所からなり、地域に密着した歯科医療を提供しています。また、全国の民医連(全日本民主医療機関連合会)加盟歯科、とりわけ九州・沖縄地区のなかではセンター機能を有する事業所として位置付けられてきました。

外来、訪問診療の分野では「安全・安心・信頼」の歯科医療を提供することで住民の高い評価を得ることはもちろん、インプラント・矯正などの自費診療の分野でも先進医療を提供する体制の充実と整備により医療の質向上を目指し日々研鑽しています。また、「患者の人権を守る」無差別平等の歯科医療に取り組み、周辺地域の患者様のみならず広域の患者様からも高い評価を得ていることは当院の誇るべき点です。

今後は生活習慣病をはじめ予防医学の重要性が増しますが、その一翼として口腔衛生はポイントであり、視野の広い歯科医師が求められています。日進月歩の歯科医療の中で、教育研修の果たす役割は極めて大きい事は言うまでもありません。豊富な経験と高い教育理念を持つ歯科医師・歯科衛生士を有し、「人権を守る歯科医療」、「医科歯科連携」、「チーム医療」を実践する当院で研修を希望される歯科医師は素晴らしいスタートをされると確信しております。

多大な技術・知識の獲得と同時に尊敬される歯科医師人生を目指し、自主的・積極的に研修に取り組まれることを期待しています。

I. プログラムの名称

「福岡医療団歯科医師臨床研修施設群臨床研修プログラム」

II. 研修プログラムの理念・目標・特徴

【歯科医師研修の理念】

将来どのような分野で働くにも共通する、歯科医師の基本的力量と豊かな人権意識、健康増進への意識を備えた、地域医療に志向する歯科医師を養成する。

【歯科医師研修の目標と特徴】

目標

- 1：患者一人一人の権利を守る基本的・総合的な能力を獲得する。
 - ①患者を全人的に理解し、患者および家族と診療の目標を共有する信頼関係が構築できる。
 - ②基本的な知識・技能・態度を習得する。
 - ③一人一人の患者の問題を総合的に把握し、解決を指向する視点を身につける。
- 2：患者の立場に立った良好なチーム医療の推進者としての、必要な態度、能力を身につける。
- 3：患者の受療権をはじめとした基本的人権を守るために、広く社会や医療情勢に目をむけて、歯科医師としての社会的役割を知り、国民の求める医療・介護・福祉の実現にむけて実践する力量を獲得する。
- 4：自らが学びの主体者として、生涯学習の態度を身につける。医療活動を常に学術的に検討するとともに、新しい医学・歯学の成果を学び日々の実践に結びつけることができる。

特徴

- 1：基本的な知識・技能・態度を総合的な研修で学び、患者中心の医療の実践できる研修医育成を目指している。
- 2：地域に根ざした医療を実践する力をつけるため、歯科診療室にとどまらず、在宅歯科診療の研修や研修協力施設（千鳥橋病院）での研修や地域包括ケアを学び、地域住民とともにつくる研修を目指している。
- 3：チーム医療を実践できる歯科医師を育成するために、歯科衛生士、歯科技工士、歯科事務だけでなく、医科多職種が関わるシステムを構築している。
- 4：学習者中心の教育を志向し安全性を高めるために、指導歯科医師体制を充実させ基本的な知識・技能・態度の習得に加え、症例検討も重視した研修を構築している。
- 5：豊かな人権意識、健康増進への意識を構築するために、患者の権利や平和の学習を中心とした各取り組みに参加する機会を設けている。

【研修の基本的形態】研修歯科医は担当医として位置付けられ、主治医は指導歯科医が務める。担当医たる研修歯科医は主治医としての力量の獲得をめざし、相応の責任感を持って診療にあたる。

【研修歯科医の処遇、権利と運営参加】研修歯科医は自分達の研修を改善していく権利、そのために発言する機会、そのために行動する自由をもつ。労働者としての妥当な勤務拘束時間、休憩時間、休日、経済的にはアルバイトをしなくてよいだけの生活を保障される。

【研修期間】

研修期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年とする。

Ⅲ. プログラム責任者と参加施設の概要

1. プログラム責任者名

プログラム責任者：今井 美恵（たたらりハビリテーション病院・歯科）

2. 研修プログラム参加施設とその概要

本プログラムはたたらりハビリテーション病院歯科を管理型臨床研修施設とし、下記のごとく協力型（Ⅰ）（Ⅱ）臨床研修施設と共に研修目標の達成を目指すものである。

【管理型】 たたらりハビリテーション病院・歯科
施設長 岩元太郎
プログラム責任者 今井 美恵
所在地 福岡市東区八田 1-4-66

【協力型Ⅰ】 千鳥橋病院附属歯科診療所
施設長 香月俊彦
研修実施責任者 香月俊彦
所在地 福岡市東区馬出 4-8-21
研修内容：都市部で小児から高齢者までの歯科診療を学ぶ。
研修期間：7 カ月

けんせい歯科クリニック
施設長： 碓井芳枝
研修実施責任者： 碓井芳枝
所在地： 大分県大分市古ヶ鶴 1-4-23
研修内容：高齢化の進んだ地域での一般歯科・在宅・施設における歯科診療を学ぶ
研修期間：7 カ月

【協力型Ⅱ】 千代診療所・歯科
施設長 舟越 光彦
研修実施責任者 平良 幸秀
所在地 福岡市博多区千代 5-11-38
研修内容：隣接する病院との連携や在宅・施設
での訪問歯科診療を学ぶ
研修期間：5日

【研修協力施設】 千鳥橋病院
施設長 山本一視
研修実施責任者 角銅しおり
所在地 福岡市博多区千代 5-18-1

IV. 研修プログラムの管理運営体制

「たたらりハビリテーション病院歯科・歯科医師臨床研修」の研修管理委員会は年に3回開催し、歯科医師臨床研修に関する事項について議論、決定する委員会、研修に対する責任を負う。研修プログラムの内容は、年度ごとに研修管理委員会において見直し・改善等が行われる。

福岡医療団歯科医師臨床研修施設群臨床研修管理委員会

委員長 今井美恵（たたらりハビリテーション病院・歯科科長、プログラム責任者、指導歯科医）
構成員 香月俊彦（千鳥橋病院附属歯科診療所所長・歯科医師、研修実施責任者、指導歯科医）
平良幸秀（千代診療所歯科科長、研修実施責任者、指導歯科医）

角銅しおり（千鳥橋病院・内科部長、研修実施責任者）
多田剛之（たたらりハビリテーション病院・歯科医師）
山口こずえ（たたらりハビリテーション病院・歯科衛生士主任）
山城孝訓（千鳥橋病院附属歯科診療所・歯科技工士）
岩元太郎（たたらりハビリテーション病院・院長）
平田孝（ふくおか健康友の会東区西支部支部長・薬学博士、外部委員）
永井聡子（千鳥橋病院附属歯科診療所・歯科衛生士主任）
西村 一（福岡医療団歯科本部事務局長・事務）
菊川勇志（千鳥橋病院附属歯科診療所・歯科医師）
碓井芳枝（けんせい歯科クリニック所長、研修実施責任者、指導歯科医）

V. 研修歯科医の指導体制

1. 研修管理委員会

臨床研修全般の管理運営、プログラムの管理、研修歯科医の管理と研修状況の評価（中断・修了時の手続・研修修了判定の評価を含む）、指導歯科医等の管理・指導、臨床研修の改善について調査研究などをおこなう。

2. プログラム責任者の役割

プログラム責任者は、1年間を通じて、個々の研修歯科医の指導・管理（協力型臨床研修施設、研修協力施設間の調整など）を担当する。プログラム責任者は、指導歯科医と密接な連携をとり、研修歯科医の目標到達状況を適宜把握し、研修歯科医が修了時までには到達目標を全て達成できるように調整をおこなうとともに、研修管理委員会にその状況を報告する。

3. 指導歯科医の役割

指導歯科医は、担当する診療チームでの研修期間中、診療行為も含めて指導をおこない、適宜目標達成状況を把握する。また、指導歯科医はプログラム責任者を補助するとともに、1年間にわたって研修歯科医の研修状況を把握するとともに相談等に応じる。

4. 指導歯科医以外の歯科医師の役割

上級歯科医師は、プログラム責任者及び指導歯科医の指示に従い、担当する診療チームでの研修期間中、研修歯科医の診療行為の指導をおこない、プログラム責任者及び指導歯科医に適宜目標達成状況を報告し、研修歯科医の到達目標の習得を助ける。

5. 指導体制

研修歯科医は指導歯科医の直接指導の下で研修をおこなう、あるいは指導歯科医の指導の下で、指導歯科医以外の歯科医（いわゆる上級歯科医）とともに診療チームを形成して研修をおこなう。

VI. プログラム定員、募集・選考方法

研修歯科医1名。マッチングにより公募する。

募集時期は選考時期については臨床研修管理委員会で協議する。選考方法は「面接・小論文・実技試験」

VII. カリキュラム（研修目標）

1. 研修期間割

『オリエンテーション』（1ヶ月）、『一般歯科、小児歯科、矯正歯科』（7ヶ月：千鳥橋病院附属歯科診療所またはけんせい歯科クリニック 4ヶ月：たたらリハビリテーション病院歯科）を基本とする。

協力型（Ⅱ）臨床研修施設・研修協力施設の研修は管理型研修期間中に行う。

カリキュラム	研修期間	研修先
オリエンテーション	1ヶ月	福岡医療団法人本部 たたらリハビリテーション病院
一般歯科、小児歯科、矯正歯科 (在宅・施設への訪問診療、インプラントオペ見学、技工室見学)	7ヶ月	千鳥橋病院附属歯科診療所、 けんせい歯科クリニックのいずれか
一般歯科、小児歯科 (病院歯科で有病高齢者の歯科治療を経験、病院現場で多職種連携の実際を学ぶ研修)	4ヶ月	たたらリハビリテーション病院歯科 ○協力型Ⅱ研修5日 ○研修協力施設研修2日 千鳥橋病院：ICU・HCU・術中口腔ケア見学 病棟OHAT実践 千代歯科：オーラルフレイルチーム・NST 病棟往診

2. 臨床研修の目標

歯科医師としての基本的価値観として以下の4つの育成を行う。

①社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

②利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

③人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

④自らも高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

また、資質・能力として

① 医学・医療における倫理性

診療・研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

② 歯科医療の質と安全性の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

③ 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題につ

1. 基本的診療能力

いて、科学的根拠に経験を加味して解決する。

- ④ 診療技能と患者ケア
臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。
- ⑤ コミュニケーション能力
患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。
- ⑥ チーム医療の実践
医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。
- ⑦ 社会における歯科医療の実践
医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。
- ⑧ 科学的探究
医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。
- ⑨ 生涯にわたって共に学ぶ姿勢
医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自立的に学び続ける。

3. 臨床研修の進め方・研修内容

- ・研修プログラムを記載した研修ノートをもとに、指導歯科医、上級歯科医師の実施する座学を行い必要に応じて模型実習その他実習を行う。
- ・指導医歯科医師の管理下において患者の症例を配当する。
- ・診療見学、模型実習を経て研修歯科医の状況に適合する診療行為を選択し担当させ臨床のステップ毎に、指導歯科医・上級歯科医師がチェックする。
- ・担当する症例に対して随時指導歯科医師上級歯科医師その他の研修担当者と大小症例カンファレンスにて研修を進める。
- ・指導歯科医は研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は症例を配当する。
- ・研修歯科医師は日報・ポートフォリオ・自己学習を日常的に行う。指導歯科医師が内容の点検を行い、指導歯科医師はコメント欄に記入する。自己学習は基本的に研修歯科医師の自主的な内容ではあるが、指導歯科医師から内容を指定されることもある。
- ・症例の集計は、研修医が毎日「症例集計表」と「臨床研修修了判定対象症例集計表」に記載する。
 - ※「症例集計表」は1年間見学・経験した症例の集計として記録する。
 - ※「臨床研修修了判定対象症例集計表」は臨床研修修了判定の基準となる。
- ・研修修了判定の対象となる1症例の基準
以下に示す判定基準C以上の症例（レポート下記※2参照）を1症例とする。
指導歯科医師、上級歯科医師、研修担当者が以下の基準のもとに評価を行い基準に

達した症例において研修評価対象集計表に確認印を押す。

臨床研修修了判定基準の対象症例となる症例の評価基準

A：指導歯科医師の援助なく一人で遂行できる

B：指導歯科医師の援助のもとで遂行できる

C：指導歯科医師の援助のもとある程度遂行できる

※1（見学・補助可）の症例は（見学・補助）にて対象症例となる。

※2 レポートの基準は、指導歯科医師の内容確認後確認印にて対象症例とする。

「症例集計表」について

日常的に記録する日報から1年間見学・経験した症例を記録する。

臨床研修修了判定基準の対象症例とは区別して記入する。

- ・研修ノートを月1回指導歯科医に報告し到達状況の把握を行う。
- ・歯科衛生士、歯科技工士、歯科事務の研修担当者は各職種が担当する分野を日常的に指導し月1回アセスメント・アクション記録を用いて評価し多職種からの評価を研修歯科医へフィードバックする。

1 基本的診療能力

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

症例数：

研修初期（4月～7月）に研修項目①～⑤の一連実施3症例以上

研修中期以降（8月～）に研修項目①～⑥の一連実施3症例以上

研修項目

①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。

ア：初診・再初診の患者に対して自ら挨拶をして、自己紹介後医療面接を開始する。

イ：患者の状況に応じた丁寧な言葉づかいをする。

②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。

ア：主訴、症状、所見（局所・全身）をカルテに記載する。

イ：診療情報を第三者に分かるように書くことができる。

③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。

ア：②で得た情報から必要な検査を選択する。

イ：歯周組織検査をする。

ウ：デンタル撮影とパノラマ撮影をする。

エ：検査結果の所見を書く。

④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。

ア：③で得た検査結果・所見から診断を行う。

⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討・立案する。

ア：④で得た診断から診療計画を立案する。

イ：治療の選択肢・種類を検討する。

⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

ア：⑤で検討した診療計画を分かりやすい言葉で患者及び家族に説明する。

イ：今から説明すること質問があれば質問して良いことを伝える。

ウ：患者及び家族に説明した内容を第三者が分かるようにカルテに記載する。

エ：患者が内容を理解・納得した上で合意に基づいて治療方法の選択・決定を行う。

(2) 基本的臨床技能等

以下の研修は（見学・補助可）の記載のあるもの以外は研修医が実践した症例を1症例とする。

①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。

症例数：アイウエオカを含む10症例以上

研修項目

ア：初診・再初診の患者に対して歯科検診の重要性を説明する。

イ：歯科治療中の患者に治療継続の必要性を説明する。

ウ：フッ素塗布の効果の説明をする。

エ：フッ素塗布を実践する。

オ：ブラッシング指導を実践する

カ：口腔衛生補助器具の説明をする。

②一般的な歯科疾患に対応するため必要となる基本的治療および管理を実践する。

a から f の基本的内容について必要に応じて実施できることを目標とする。

a. 歯の硬組織疾患

保存修復

症例数：CR 充填 10 症例 IN 形成 6 症例

研修項目

ア：齶蝕の診査、診断

イ：齶窩の開拡

ウ：罹患歯質の除去

エ：覆髄

オ：窩洞形成

カ：CR 充填

キ：インレー／アンレー修復（メタル・CAD/CAM）

ク：印象採得、咬合採得、修復物の作製、接着（合着）

ケ：根面齶蝕の修復

b. 歯髄疾患

症例数：抜髄処置 5 症例 感染根管処置 2 症例 知覚過敏処置 1 症例

研修項目

ア：歯髓の診査、診断

イ：知覚過敏処置

ウ：根管治療（抜髄及び感染根管処置）

エ：コア除去

c. 歯周病

症例数：スクーリング 5 症例 SRP5 症例 FOP1 症例 暫間固定 1 症例

研修項目

ア：歯周疾患の診査と診断

A 歯周ポケットの診査と記録

B プラークコントロールレコードの診査と記録

イ：基本的な歯周治療

A 口腔清掃指導

B 簡単な症例の歯石除去

ウ：歯周外科

A：FOP（見学：補助可）

エ：メンテナンス

A：SPT を行う。

オ：暫間固定

d. 口腔外科疾患

症例数：乳歯抜歯 1 症例 永久歯抜歯 4 症例

埋伏抜歯・難抜歯 2 症例（見学・補助可）

研修項目：カ. 顎関節症 キ. 粘膜疾患 ク. 口腔心身症 各 1 症例

（見学・補助可）

○研修項目

ア：問診（主訴、現病歴、全身既往歴、局所既往歴、家族歴、習癖・嗜好、日常生活環境など）

イ：全身の観察（バイタルサインのチェック、常用薬剤のチェックなど）

ウ：口腔外の診査（視診、触診、打診、開口度の診査、顎関節の診査など）

エ：口腔内の診査（視診、触診、打診、歯列・咬合の診査など）

オ：口腔外科処置（抜歯、粘膜や骨膜の切開、粘膜・骨膜弁の作成、歯の分割、骨の削除、止血処置、縫合法、抜糸、抜歯窩治療不全の処置、排膿処置など）

カ：顎関節症患者の診査・診断・治療方針の立案

キ：粘膜疾患

ケ：口腔心身症の診断と対処

e. 歯質と歯の欠損

症例数

歯冠補綴4症例 部分床義歯3症例 義歯設計レポート1症例 総義歯1症例(見学・補助可)

○研修項目

(1) Cr-Br

症例は咬合に異常のない簡単な症例

ア：支台築造（鋳造支台築造、ファイバーポストを含むコンポジットレジン支台築造）

イ：支台歯形成（一部被覆冠、全部金属冠、前装金属冠，CAD/CAM 冠）

ウ：暫間補綴の製作

エ：印象採得

オ：咬合採得

カ：(歯冠補綴物の製作)

キ：歯冠補綴物の試適、調整、合着

ク：予後診査

(2) 有床義歯

ア：比較的平易な欠損歯列症例に対し、

A 問診・視診・触診

B 研究用模型用の印象

C 研究用模型の製作と分析（咬合検査）

イ：欠損補綴治療に対する治療計画の立案

A 診断及び研究用模型上での仮設計、治療計画の立案

B 治療計画に基づくインフォームドコンセント

ウ：比較的平易な欠損歯列に対する処置と治療～最終印象から義歯の装着・調整管理までを行う

A 義歯の設計においてバー・クラスプなど義歯の設計理由をレポートにて説明する。

f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

症例数：1症例

研修項目

ア：口腔機能低下症検査をする。

③基本的な応急処置を実践する。

症例数：1症例

研修項目

- ア：咬合性外傷
- イ：P 急性発作
- ウ：膿瘍切開（見学・補助可）

④歯科診療を安全に行うため必要なバイタルサインを観察し全身状態を評価する。
症例数：1 症例

ア：有病高齢者のバイタルサインを観察し、全身状態評価しながら歯科治療を行う。

⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方箋、歯科技工指示書等）を作成する。

症例数：10 症例

研修項目

- ア：診療録を第三者に分かるように記録する。
- イ：処方箋を作成する。
- ウ：技工指示書を作成する。

⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

症例数：2 症例→アイの医師・歯科医師合同新人研修に参加してレポート作成する。

研修項目

- ア：医療事故・医療安全管理学習についての研修に参加して実践する。
- イ：インシデント報告書の記載を学ぶ。

（3）患者管理

症例数：研修項目①～④一連の治療計画で 1 症例

○研修項目

①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。

ア：抗血栓療法を行っている患者のおくすり手帳の確認を行う。

イ：抗血栓療法と歯科治療上の問題点について患者及び家族に説明する。

②患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。

ア：（3）①のアの患者の処置について医科主治医に全身状態を照会する。

③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。

ア：（3）①②の患者の観血処置を行う際、生体モニターを用いて観血処置を行う。

④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

ア：拔牙後出血の可能性のある内服薬のある患者に対して予防策を用いて拔牙をする。（見学・補助可）

※縫合、サージカルパック、止血シーネなど用いる。

（4）患者の状態に応じた歯科治療の提供

①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。

症例数

研修初期（4月～7月）妊娠・授乳中 乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の口腔機能管理についてレポート作成し理解する。各1症例

研修中期以降（8月～）妊娠・授乳中 乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の口腔機能管理を患者へ説明実践する。各1症例以上

研修項目

ア：妊娠・授乳中 乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の予防管理口腔健康管理について理解し実践する。

②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

症例数：研修項目ア～オを各1症例以上

研修項目

ア：妊婦検診と口腔衛生指導・スケーリングを行う。

イ：乳幼児期の検診・口腔衛生指導・フッ素塗布を行う。

ウ：学齢期の検診・口腔衛生指導・フッ素塗布を行う。

エ：成人期の検診・口腔衛生指導・SPTを行う。

オ：高齢者の検診・口腔衛生指導・SPTを行う。

③在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。

症例数：1症例

研修項目

ア：訪問診療に同行する。

④障害を有する患者への対応を実践する。

症例数：1症例

研修項目

ア：介助の必要な患者の歯科ユニット⇔車椅子から移乗を介助する。

イ：障害を有する患者の歯科治療を行う。

2 歯科医療に関連する連携と制度の理解

(1) 歯科専門職の連携

①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。

症例数：2症例

○研修項目

ア：歯科衛生士と共に歯周初期治療の治療方針について相談する。

イ：アの患者の歯周初期治療を歯科衛生士と協力して行う。

ウ：歯科衛生士と共に病棟有病高齢者の口腔ケアを行う。

②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に

応じて連携を図る。

症例数 1 症例以上 (レポート)

○研修項目

ア：技工士目線で指示が分かりやすい、指示書の書き方を学び、実践する。

イ：必要に応じて連携する。

③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

症例数 1 症例

○研修項目

ア：たたらりハビリテーション病院歯科口腔スクリーニングに参加して口腔スクリーニングを行う。

イ：電子カルテに患者の口腔情報を入力する。

(2) 多職種連携、地域医療

①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。

症例数：1 症例 (レポート)

○研修項目

ア：医科歯科介護連携によりどのようなシームレスな医療がなされているかレポート作成する。

②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。

症例数：1 症例 (レポート)

○研修項目

ア：管理型研修・研修協力施設・協力Ⅱ・訪問歯科同行で経験から地域包括ケアにおける歯科の役割をレポート作成する。

③歯科専門職が関与する多職種チームについて、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。

症例数 1 症例 (レポート)

○研修項目

ア：千鳥橋病院オーラルフレイルチーム・NSTに指導歯科医師と参加する

④入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

症例数 1 症例 (レポート)

○研修項目

ア：千鳥橋病院にて指導歯科医師・病院歯科衛生士と病棟 OHAT の評価を行う。

(3) 地域保健

症例数：3 症例 (①②レポート 2 症例 ③実践 1 症例)

○研修項目

- ①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
 - ②保健所等における地域保健活動を理解し、説明する。
 - ③歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。
- ア：保育園検診を経験する。

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

症例数 3 症例 (①③レポート 2 症例 ②実践 1 症例)

○研修項目

- ①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
ア：オリエンテーションにて医師法や歯科医師法について学びレポートを作成する。
- ②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
ア：レセプト修正を行う。
- ③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
ア：歯科往診同行から介護保険制度の目的と仕組みについてレポート作成する。

VIII. 研修歯科医修了評価

①研修歯科医の到達評価・修了判定の評価基準

- 1) 研修医が日常作成する日報・ポートフォリオと自己学習
 - 2) 「月例報告書・症例集計表」を使った研修報告
 - 3) 研修医と指導歯科医師による研修アセスメントを用いた研修評価
 - 4) 歯科衛生士・歯科技工士・歯科事務による多職種からのアセスメント・アクション記録を用いた研修評価
 - 5) 臨床研修修了判定対象症例 118 症例の 7 割以上を基準達成し、かつ各到達目標において最低 1 症例は基準を達成することが必要である。
 - 1) から 5) の総合評価で終了判定を行う。
- ※必須要件
- ① (5) の 118 症例中 7 割以上 (83 症例以上) について臨床研修修了判定基準をクリアすることを必須とする。
 - ②各到達目標において最低 1 症例は経験する。

以下に 1) ~ 5) の説明を記す。

- 1) 毎日作成する日報・ポートフォリオ・自己学習は、当日見学または実践した症例を記録し指導歯科医師が内容の点検を行い、指導歯科医師はコメント欄に記入する。(自己学習の内容については指導歯科医師から内容を指定されることもある。)

- 2) 「月例報告書」では、研修歯科医が自分の症例到達をリアルタイムに把握・報告できるようにする。
- 3) 研修医と指導歯科医師が毎月アセスメント表を用いて研修姿勢を自己評価と指導歯科医師からの評価で振り返る。
- 4) 歯科衛生士・歯科技工士・歯科事務によるアセスメントとアクション記録を用いて多職種からの評価を研修歯科医師自身にフィードバックする。
- 5) 指導歯科医師、上級歯科医師、研修担当者が以下の基準のもとに評価を行い基準に達した症例において研修評価対象集計表に確認印を押す。
臨床研修修了判定基準の対象症例となる症例の評価基準
A：指導歯科医師の援助なく一人で遂行できる。
B：指導歯科医師の援助のもとで遂行できる。
C：指導歯科医師の援助のもとある程度遂行できる。
※1（見学・補助可）の症例は見学。補助で対象症例となる。
※2 レポート提出については指導歯科医師の確認印にて対象症例とする。

②研修の評価および指導歯科医の評価

医局会議・職責者会議・研修管理委員会で歯科研修自体がスムーズに進んでいるかどうかの評価が行われ、指導歯科医の指導内容、研修歯科医とのコミュニケーションなどが振り返られる。そこで検討された問題点改善すべき点は研修の middle に反映される。

IX. プログラム修了の認定

研修歯科医から1年間の研修記録を提出させる。研修管理委員会ではプログラムに従って研修の修了認定の可否について臨床研修評価（1）～（5）を用いて評価し管理者より認定されたものには修了証書を交付する。

X. 研修歯科医の処遇

- (i) 研修歯科医は1年間の有期雇用とする。（非常勤）
- (ii) 研修手当、勤務時間
 - ・給与 1年次 200,000円（月額）
 - その他各種手当あり
 - 医師手当 10,000円
 - 住宅手当 47,500円
 - 通勤手当（通勤にかかる費用）
 - 賞与 年間基本給の3.7か月（740,000円）
 - 退職金 規定による

- ・勤務時間 日勤の場合①8時50分～17時00分終業（休憩60分）
夜勤の場合②11時50分～20時00分終業（休憩60分）
当直：なし
- ・休暇 日曜日及び祝祭日
年次有給休暇（採用日1日、6ヶ月継続勤務した場合9日付与。
10日/年）
その他の有給休暇（慶弔休暇・特別休暇等）

- (iii) 時間外勤務 有り。
- (iv) 研修歯科医のための宿舎等 無し。
- (v) 研修歯科医のための施設内の部屋 有り。
- (vi) 社会保険・労働保険
 - ・ 公的医療保険：全国健康保険協会加入
 - ・ 公的年金保険：厚生年金加入
 - ・ 労働者災害補償保険法の適用：有
 - ・ 雇用保険：有
- (vii) 健康管理
 - ・ 健康診断を年2回実施。
 - ・ その他、入職時検診、予防接種（インフルエンザ・B型肝炎ワクチン等一部）
- (viii) 医療賠償責任保険
法人として施設単位で加入（但し、個人保障あり）。個人加入は任意とします。
- (ix) 自主的な研修活動に関する保証
学会及び研究会等へ参加の場合、起案して決裁を求める。

(X) 資料請求先

〒812-0054 福岡県福岡市東区馬出 4-8-21 樋口産業ビル 2階
千鳥橋病院附属歯科診療所内 福岡医療団歯科本部事務局
電話：092-631-2500（代） F A X：092-631-3790
Eメールアドレス：shika-jimukyokuchou@train.ocn.ne.jp
ホームページ：URL:<http://chidorishika.jp>

「福岡医療団歯科医師臨床研修施設群臨床研修カリキュラム」

以上